

A L P S 处理水の海洋放出関連設備の設置等に係る御意見に対する考え方への対応状況

令和 5 年 4 月 14 日
原 子 力 規 制 庁

科学的・技術的な御意見に対する考え方※ (今後の検査において確認するとしていること)	原子力規制庁の確認状況
放水設備の設置工事については、東京電力が実施計画「III 特定原子力施設の保安」の「第1編 第2章 品質保証」などに基づき工事の安全性も考慮して実施することになります。規制委員会は、当該設備の設置工事が適切に実施されているかについて、日々の検査等において確認します。	規制事務所の検査官が、日々の巡視等において工事状況を確認するとともに、東京電力から1回／週程度の頻度で工事の進捗状況等を引き続き確認している。具体的な確認内容としては、放射線管理状況及び設置工事現場の作業状況等の確認を行っている。今後も保安検査において、工事が実施計画「III 特定原子力施設の保安」の「第1編 第2章 品質保証」などに基づき適切に実施されているか確認していく。【主に保安検査で確認】
放水トンネルの設置工事が適切に実施されているかについては、保安検査の中で確認します。	規制事務所の検査官が、放水トンネルの設置工事が計画的に実施されていることを、記録及び現場の巡視によって引き続き確認している。なお、放水口ケーソンの作業については、工事実績等で進捗を確認している。放出トンネル掘進についても工事実績等で確認していく。 【主に保安検査で確認】
海水移送ポンプについては、今後使用前検査において、実施計画に記載した容量以上（1台あたり 7,086 m ³ /h 以上）であること等を確認します。	使用前検査において、海水移送ポンプについては、実施計画に記載した容量以上（1台あたり 7,086 m ³ /h 以上）であることを確認する予定。

	<p>【主に使用前検査で確認】</p>
A L P S 处理水希釈放出設備では、漏えい検知器をフランジ部等の機器同士の接続部が存在する箇所に設置されることになりますが、漏えい検知器の種類や個数については、実際の機器の配置や接続状況等に応じて選定される必要があることから、それらの適切性については、今後の検査等の中で確認します。	<p>測定・確認用設備の K4 バルブユニットエリア及び循環ポンプエリアについて、電極棒を用いた漏えい検知器がそれぞれ 1 個設置されていることを使用前検査で確認した。</p> <p>他の漏えい検知器についても、今後、種類や個数を含め設置状況が適切か検査等で確認する。</p> <p>【主に使用前検査で確認】</p>
設計内容が満たされているかどうかは、設備の設置後に実施する使用前検査において確認します。	<p>令和 4 年 11 月 18 日付で使用前検査申請がなされ、令和 5 年 1 月 16 日より使用前検査を開始した。</p> <p>「測定・確認用設備」については、工事が実施計画に従い行われていることを確認し、令和 5 年 3 月 15 日に使用前検査を終了した。</p> <p>他の設備については、引き続き順次確認している。</p> <p>【主に使用前検査で確認】</p>
資機材（仮設ポンプ、高圧吸引車等）の具体的な保管場所、アクセス経路等については、海洋放出設備の設置状況等に応じて柔軟に設定される必要があることから、その適切性については、今後の検査等の中で確認します。	<p>東京電力は工事中であり、現時点では海洋放出設備の設置は終了していない。</p> <p>今後、工事が進捗し、実際の設備の配置状況等が確認できるようになった段階で、資機材を用いた地震時のタンク漏えいに対する影響低減策の適切性について検査していく。</p> <p>【主に保安検査で確認】</p>
規制委員会は、東京電力による A L P S 处理水の核種分析が適切に行われるか監視を行います。	<p>東京電力は、測定・確認用設備の準備が終了した後に A L P S 处理水の核種分析を行う予定としており、令和 4 年 11 月 14 日付で核種選定に係る実施計画変更認可申請がなされたところ。</p> <p>現在、東京電力による核種分析が実施計画「III 特定原子力施設の保安」の「第 1 編 第 2 章 品質保証」などに基づき適切に実施され</p>

	<p>ているかについて、保安検査で記録等の確認を実施中。また、規制庁が JAEA に委託した核種分析の結果と比較検証を行った結果、東京電力の分析結果は規制庁の分析結果と拡張不確かさの範囲内で一致することを確認した。。</p> <p>【主に保安検査で確認】</p>
--	---

※令和4年度第25回原子力規制委員会臨時会議（令和4年7月22日開催）資料1の別紙1を基に作成